公益財団法人 紀文・保芦記念財団

代表理事　落合　正行　殿

**誓約書**

私は、公益財団法人 紀文・保芦記念財団（以下「当法人」という。）から奨学生として採用された場合には、月額50,000円の奨学金の定額給付（期間：2025年4月1日から2027年3月31日まで）を受け、大学または大学院における修業を行うに当たり、次に掲げる事項を遵守することを誓約いたします。

第1条.私は、本誓約書を提出後、貴法人（財団）が定める諸規程を遵守かつ、奨学生の責務を果たすものとし、規定に準じて、本奨学金の給付が開始されることに同意いたします。

第2条.私は、本奨学金を本修業に関わる目的以外には使用いたしません。

　第3条.私は、貴法人（財団）に対し、毎年ごとの成績証明書（学業成績証明書）、卒業の場合は卒業証明書を送付し、定期報告を行います。

第4条.私は、次の各号のいずれかに該当した場合は、貴法人（財団）が本奨学金の支給を休止または停止もしくは打ち切りしても異議を述べず、返還請求があった場合においても速やかに応じます。

　 （1）就学大学または大学院を転学または退学した場合

（2）就学大学または大学院を休学した場合

（3）就学大学または大学院から停学その他処分を受けた場合

（4）就学大学または大学院を学業成績の不良により留年した場合

（5）性行が著しく不良と認められた場合

（6）奨学生としての責務を怠り、当法人が奨学生として適当ではないと判断した場合

（7）特別な理由なく当法人が指定する期日までに定期報告（書類提出）がされない場合

（8）疾病、不慮の事故、災難等により欠席が3か月以上となった場合

（9）疾病、不慮の事故、災難等により修業の見込みがなくなった場合

（10）就学大学または大学院の内外を問わず処罰の対象となり、奨学生としての応募資格を逸脱した場合

（11）奨学生（私）が死亡した場合（奨学金の支給の打ち切り）

（12）私および私と生計を一にする家族もしくは本人の3親等以内の親族が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）であった場合および反社会的勢力に対して、自己（私）の名義を利用させようとした場合

（13）提出した書類の記載事項において、事実と相違することが判明した場合

（14）その他前各号に準ずる事項があった場合

第5条.私は、本誓約書に違反した場合は、貴法人（財団）が奨学生としての採用を取消す決定および本奨学金の支給を休止または停止しても異議を述べず、貴法人（財団）から給付済の本奨学金の返還請求があった場合においても速やかに応じます。

第6条.私は、本誓約書に定めのない事項または本誓約書の解釈に疑義が生じた場合は、貴法人（財団）と協議し、決定することに同意いたします。

2025年　　月　　日　　　　　　　　誓約者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（自　署）　　　　　　　　　　　　　　㊞